

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施状況」について

県基本計画に基づき、平成19年度に県が実施した、関係施策の実施状況は別添資料のとおり。

(参考)

配偶者暴力相談支援センターの相談件数(年度)

(下記表中では、「配偶者からの暴力」による相談を「DV」と表記。)

(件数)

区分	女性相談所		男女共同参画推進センター		合計	
	総相談件数	うちDV	総相談件数	うちDV	総相談件数	うちDV
H14	847	230	721	39	1,568	269
H15	840	222	794	58	1,634	280
H16	953	327	1,022	107	1,975	434
H17	897	198	920	152	1,817	350
H18	1,022	221	1,077	100	2,099	321
H19	1,427	486	828	59	2,255	545

男女共同参画推進センターの総相談件数は、「女性総合相談」の件数

女性相談所の総相談件数は、新規と再来の件数(継続は除く)

(参考) 一時保護状況(件数)

区分	女性相談所	
	総保護件数	うちDV
H14	33	22
H15	22	13
H16	37	24
H17	26	19
H18	26	18
H19	40	26

(参考) 配偶者暴力相談支援センター以外の

県内相談機関

各警察署

女性の人権ホットライン(甲府地方法務局)

法テラス山梨

犯罪被害者等総合支援窓口(県民生活課)

(社)被害者支援センターやまなし

(参考)

女性相談所に寄せられるDV相談は、H18年度の約2.2倍に増加。相談全体に占めるDVの割合も21.6%(H18年度)から34.0%(H19年度)に増加している。

男女共同参画推進センターの女性総合相談に寄せられるDV相談は、H18年度の約6割に減り、相談全体に占める割合も9.2%(H18年度)から7.1%(H19年度)に減少したが、これは、犯罪被害者等総合支援窓口や人権ホットラインなど相談窓口が増え、相談が分散化することや、一時保護などDV対策を専門に行う女性相談所への相談の集中化等の影響、相談件数の集計方法の変更などによるものと考えられる。

集計方法の変更

同一人物が、繰り返して相談をしてきた場合、もともとDV相談であっても、日によっては内容が主に別の相談(健康相談)である場合がある。今までは一律DVとしてカウントしてきたが、平成19年度はその時々の中身により区分けすることとした。

配偶者暴力相談支援センター全体としては、H18年度と比較して、DV相談件数が224件増え、全相談に占める割合も24.1%と、大幅に増えている。(H18年度は15.3%)